

港区職員の給与に関する条例新旧対照表(第一条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の九十五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」とあるのは「百分の五十五、十二月に支給する場合には百分の六十」とする。</p>

4・5 (略)

(後略)

付則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は令和三年四月一日から施行する。

4・5 (略)

(後略)

港区職員の給与に関する条例新旧対照表(第二条関係)

改正案	改正前
<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の九十五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とする。</p>

4・5 (略)

(後略)

付則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は令和三年四月一日から施行する。

4・5 (略)

(後略)

港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則等で定める額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額に、区規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬を基礎として区規則等で定める額に、三月に支給する場合にお</p>	<p>(前略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則等で定める額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に、区規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬を基礎として区規則等で定める額に、三月に支給する場合にお</p>

いては百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額に、区規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

(後略)

付 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は令和三年四月一日から施行する。

いては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合においては百分の百二十を乗じて得た額に、区規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

(後略)

港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第四条関係）

改正案	改正前
<p>(前略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則等で定める額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額に、区規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬を基礎として区規則等で定める額に、三月に支給する場合にお</p>	<p>(前略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則等で定める額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額に、区規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬を基礎として区規則等で定める額に、三月に支給する場合にお</p>

いては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額に、区規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

(後略)

付 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は令和三年四月一日から施行する。

いては百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額に、区規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

(後略)